

評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県スカウト運動維持財団（以下「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第26条（報酬等）の規程に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬の支給の額及び支給基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 この法人は、評議員及び役員は、無報酬とする。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県スカウト運動維持財団の移行の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。